

事務連絡  
平成30年 3月20日

港湾労災防止協会

各総支部 事務局管理者 殿

港湾労災防止協会

技術管理部長 菅原 英夫

### 安全帯に関連した労働安全衛生関係法令の改正(概要)について

平成30年3月2日付けで厚生労働省より「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案等」のパブリックコメント(意見の公募)が別添のとおり実施されていますので参考までにお知らせします。

#### 記

- 1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案(仮称)  
「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落抑止用器具」に改める。
- 2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案(仮称)
  - (1) 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者が義務付けることを内容とする規定について、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落抑止用器具」を労働者に使用させることを事業者が義務付けることとする。
  - (2) 特別教育を行わなければならない業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落抑止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」を追加する。
  - (3) 改正後の「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落抑止用器具」を労働者に使用させることを事業者が義務付けることを内容とする規定等の適用については、平成31年8月1日前に製造された安全帯又は同日において現に製造している安全帯は、平成34年1月1日までの間、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落抑止用器具」とみなすこととする経過措置を設ける。
- 3 安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示案(仮称)  
安全衛生特別教育規程において当該業務に係る特別教育の科目、範囲及び時間数等の細目を定める。
- 4 安全帯の規格の全部を改正する件案(仮称)  
題名を「墜落抑止用器具の規格」に改め、規格の全部を改正する。  
規格に定める最大の自由落下距離(4メートル)及び最大のショックアブソーバの伸び(1.75メートル)の合計値に1メートルを加えた値(6.75メートル)を超える高さの箇所で使用する墜落抑止用器具は、フルハーネス型のものでなければならないこととする。
- 5 施行期日 平成31年2月1日(予定)

## 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案等（概要）

### I. 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 42 条においては、政令で定める機械等は、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないこととしている。

また、同条に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 13 条第 3 項各号において、その機械等を具体的に定めている。

今般、諸外国や国際標準化機構（ISO）の動向、「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会」（厚生労働省労働基準局安全衛生部長参集）の報告書（平成 29 年 6 月 13 日）等を踏まえ、令第 13 条第 3 項第 28 号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」の名称・範囲を見直すなどの所要の改正を行う。

### II. 改正の内容

#### （1）労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案（仮称）

- 法第 42 条の規定の対象機械等からいわゆる「U 字つり」の安全帯を除くため、令第 13 条第 3 項第 28 号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落抑止用器具」に改めるとともに、所要の経過措置を定める。

#### （2）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（仮称）

- 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）、クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）、ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号）及び酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）の規定のうち、「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容とする規定等について、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落抑止用器具」を労働者に使用させることを事業者に義務付けること等とする。
- 法第 59 条第 3 項に基づき安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行わなければならない危険又は有害な業務に、「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落抑止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」を追加する。
- 改正後の「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落抑止用器具」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容とする規定等の適用については、平成 31 年 8 月 1 日前に製造された安全帯又は同日において現に製造している安全帯は、平成 34 年 1 月 1 日までの間、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落抑止用器具」とみなすこととする経過措置を設けるほか、所要の改正を行う。

#### （3）安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示案（仮称）

- 法第 59 条第 3 項の特別教育の実施の対象業務として「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落抑止用器具のうちフ

ルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」を追加することに伴い、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）において当該業務に係る特別教育の科目、範囲及び時間数等の細目を定める（詳細は別紙1）。

- その他、安全衛生特別教育規程、酸素欠乏危険作業特別教育規程（昭和47年労働省告示第132号）、酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第133号）及びゴンドラ構造規格（平成6年労働省告示第26号）について、所要の改正を行う。

(4) 安全帯の規格の全部を改正する件案（仮称）

- 安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）の全部を別紙2のとおり改正する。

### **Ⅲ. 根拠法令**

- 法第14条、第27条第1項、第37条第2項、第42条、第59条第3項及び第113条
- 改正後の労働安全衛生規則第39条及び第130条の5第1項
- 酸素欠乏症等防止規則第12条第3項及び第28条

### **Ⅳ. 施行期日等**

- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案（仮称）について  
公布日：平成30年4月中旬（予定）  
施行日：平成31年2月1日（予定）
- 労働安全衛生規則等の一部改正する省令案（仮称）について  
公布日：平成30年4月中旬（予定）  
施行日：平成31年2月1日（予定）
- 安全衛生特別教育規程等の一部改正する告示案（仮称）について  
告示日：平成30年4月中旬（予定）  
適用日：平成31年2月1日（予定）
- 安全帯の規格の全部を改正する件案（仮称）について  
告示日：平成31年1月下旬（予定）  
適用日：平成31年2月1日（予定）

## 安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）等の一部改正（詳細）

- 1 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落抑止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務について行う法第59条第3項による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行うこととする。
- 2 1の学科教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うこととする。

科目	範囲	時間
作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	1時間
墜落抑止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	墜落抑止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落抑止用器具のフルハーネスの装着方法 墜落抑止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落抑止用器具の点検及び整備の方法 墜落抑止用器具の関連器具の使用法	2時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）中の関係条項	0.5時間

- 3 1の実技教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うこととする。

科目	範囲	時間
墜落抑止用器具の使用法等	墜落抑止用器具のフルハーネスの装着方法 墜落抑止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落抑止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）の全部改正（詳細）

1 題名関係

題名を「墜落抑止用器具の規格」に改める。

2 定義関係

- (1) 「フルハーネス」（墜落を抑止する際に身体の荷重を肩、腰部、もも等複数箇所において支持する構造の部品）の定義を追加するとともに、フック、カラビナ及び環をまとめて「コネクタ」（フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付け設備等を相互に接続するための器具）として定義する。
- (2) 「自由落下距離」（労働者がフルハーネス又は胴ベルトを着用した場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからコネクタの取付け設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたもの）及び「落下距離」（労働者の墜落を抑止するときに生ずるランヤード及びフルハーネスの伸び等に自由落下距離を加えたもの）の定義を追加する。
- (3) 「グリップ」（ランヤードのロープ等と親綱とを接続するための器具）及び「伸縮調節器」（ランヤードのロープ等の長さを調節するためにランヤードのロープ等に取り付けられる器具）の定義を削除するなど所要の改正を行う。

3 使用制限

- (1) 墜落抑止用器具のランヤード、巻取り器、ショックアブソーバ等は、作業箇所の高さ及び取付け設備の状況に応じ、適切なものでなければならないこととする。
- (2) (1)に関わらず、規格に定める最大の自由落下距離（4メートル）及び最大のショックアブソーバの伸び（1.75メートル）の合計値に1メートルを加えた値（6.75メートル）を超える高さの箇所で使用する墜落抑止用器具は、フルハーネス型のものでなければならないこととする。
- (3) 墜落抑止用器具は、当該墜落抑止用器具を着用する者の体重及びその装備品の質量の合計に耐えるものでなければならないこととする。

4 構造

- (1) 胴ベルト型の墜落抑止用器具の構造は、以下の基準に適合するものでなければならないこととする。
  - ・ 墜落を抑止するときに着用者の胴部が胴ベルトにより適切に支持される構造であること。
  - ・ 着用者に適切に適合させることができること。
  - ・ ランヤードを接続したものであること。

(2) フルハーネス型の墜落抑止用器具の構造は、以下の基準に適合するものでなければならぬこととする。

- ・墜落を抑止するときに着用者の身体に生ずる荷重を肩、腰部、もも等複数箇所においてフルハーネスにより適切に支持する構造であること。
- ・着用者に適切に適合させることができること。
- ・ランヤード（ショックアブソーバを含む。）を適切に接続したものであること。
- ・バックルは、適切に結合でき、はずれにくいものであること。

## 5 部品の強度

墜落抑止用器具の部品は、それぞれ以下の強度を有するものでなければならぬこととする。

- (ア) 胴ベルトについては、15 キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。
- (イ) フルハーネスについては、引張試験によりトルソーの頭部方向に 15 キロニュートン、トルソーの足部方向に 10 キロニュートンの引張荷重を掛けた場合に破断しないこと。
- (ウ) ランヤードのロープ等については、引張試験により織ベルト又は繊維ロープについては 22 キロニュートン（第一種ショックアブソーバと組み合わせて使用する織ベルト又は繊維ロープについては、15 キロニュートン）、ワイヤロープ又はチェーンについては 15 キロニュートンの引張荷重を掛けた場合に破断しないこと。
- (エ) コネクタについては、引張試験により 11.5 キロニュートンの引張荷重を掛けた場合及び耐力試験を行った場合に破断し、その機能を失う程度に変形し、又は外れ止め装置の機能を失わないこと。
- (オ) ショックアブソーバについては、引張試験により 15 キロニュートンの引張荷重を掛けて破断し、又はその機能を失わないこと。
- (カ) 巻取り器については、引張試験により 11.5 キロニュートン（ロック機能を有する巻取り器にあっては、6 キロニュートン）の引張荷重を掛けた場合に破断しないこと。

## 6 材料

5の部品の材料は、当該部品が通常の使用状態において想定される機械的、熱的及び化学的作用を受けた場合において、それぞれ5で求められる部品の強度を有するように選定されたものでなければならぬこととする。

## 7 部品の形状

墜落抑止用器具の部品は、それぞれ以下の形状等のものでなければならぬこととする。

- (ア) 胴ベルトは、幅が 50 ミリメートル（補助ベルトと組み合わせる場合は、40 ミリ

- メートル) 以上であり、かつ、安全上必要な縫製及び形状を有することとする。
- (イ) 補助ベルトは、幅が 75 ミリメートル以上、厚さが 2 ミリメートル以上であり、かつ、安全上必要な縫製及び形状を有すること。
- (ウ) フルハーネスは、墜落を抑止するときに着用者の身体を支持する主たる部分の幅が 40 ミリメートル以上、それ以外の部分の幅が 20 ミリメートル以上であり、かつ、安全上必要な縫製及び形状を有すること。
- (エ) バックルは、振動試験を行った場合に、ベルトを確実に保持することができること。
- (オ) ランヤードについては、以下の形状等を満たすこと。
- ・ 胴ベルト型の墜落抑止用器具で使用するランヤードの長さは 1, 700 ミリメートル以下であること
  - ・ フルハーネス型の墜落抑止用器具で使用するランヤードの長さは、当該ランヤードを備える墜落抑止用器具の自由落下距離が当該ランヤードに使用されるショックアブソーバの落下試験における種別ごとの自由落下距離を上回らないものであること
  - ・ 安全上必要な縫製及び形状を有すること。
- (カ) コネクタについては、適切な外れ止め装置を備えており、かつ、安全上必要な形状を有すること。

## 8 部品の接続

墜落抑止用器具の部品は、適切に接続できるものであり、かつ、部品を接続する際、相互に干渉せず、機能を発揮できるものでなければならないこととする。

## 9 耐衝撃性等

- (1) フルハーネスは、適切なトルソーを使用した落下試験を行った場合に、トルソーを保持できるものでなければならないこととする。
- (2) フルハーネスは、落下試験を行った場合に、トルソーの中心線とランヤードとのなす角度がトルソーの頸部を上方として 45 度（フルハーネスとランヤードのロープ等を接続するコネクタを身体の前面に備え付ける場合等は、50 度）を超えないものでなければならないこととする。
- (3) ショックアブソーバは、適切な重りを使用した落下試験を行った場合に、衝撃荷重及びショックアブソーバの伸びが次の表の左欄に掲げる自由落下距離の場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準を満たすものでなければならないこととする。

自由落下距離	基準	
	衝撃荷重	ショックアブソーバの伸び
第一種 1.8 メートル	4.0 キロニュートン以下	1.2 メートル以下
第二種 4.0 メートル	6.0 キロニュートン以下	1.75 メートル以下

- (4) 巻取り器は、適切な重りを使用した落下試験を行った場合に、損傷等によりその機能を失わないものでなければならず、ロックの機能を有するものにあつては、落下試験を行った場合に、当該ロックの損傷等によりその機能を失わないものでなければならぬ。
- (5) 胴ベルト型の墜落抑止用器具は、適切なトルソー又は砂のうを使用した落下試験を行った場合に、トルソー又は砂のうを保持することができるものであり、かつ、落下試験を行った場合にコネクタに掛かる衝撃荷重が4.0キロニュートン以下のものでなければならぬ。
- (6) 落下試験で用いるトルソー、砂のう又は重りは、次に定めるところに適合するものでなければならぬ。
  - ・トルソーの形状及び材質は、適切なものであること。
  - ・トルソー、砂のう又は重りの質量は、100キログラム又は85キログラムであること。ただし、体重及びその装備品の質量の合計が100キログラム以上となる者が使用する墜落抑止用器具に係る落下試験に使用するトルソー、砂のう又は重りの質量は、この限りではないこと。

## 10 表示

- (1) 墜落抑止用器具は、見やすい箇所に当該墜落抑止用器具の種類、製造者名及び製造年月が表示されているものでなければならぬこととする。
- (2) ショックアブソーバは、種別、最大の自由落下距離、使用可能な着用者の体重及びその装備品の質量の合計の最大値並びに標準的な状況で使用する際の落下距離が表示されているものでなければならぬこととする。

## 11 特殊な構造の墜落抑止用器具

特殊な構造又は国際規格等に基づき製造された墜落抑止用器具で厚生労働省労働基準局長が3から10までの規定に適合するものと同等以上の性能又は効力を有すると認めたものについては、この告示の関係規定は、適用しないこととする。

## 12 経過措置

- (1) 適用日（平成31年2月1日）において、現に製造している安全带又は現に存する安全带の規格については、平成34年1月1日までの間は、なお従前の例によることとする。
- (2) (1)の安全带以外の安全带で、平成31年8月1日前に製造された安全带又は同日において現に製造している安全带の規格については、平成34年1月1日までの間は、なお従前の例によることができることとする。
- (3) (1)及び(2)は、(1)及び(2)の安全带又はその部分がこの告示による改正後の墜落抑止用器具の規格に適合するに至った後における当該墜落抑止用器具又はその部分については、適用しない。